

資料1-10 大学評価・学位授与機構事務組織規程等

大学評価・学位授与機構事務組織規程（抜粋）

（平成12年12月15日規程第14号 改正平成13年3月30日規程第3号）

（評価第1課）

第6条 評価第1課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学評価関係事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 大学評価委員会，その他大学評価に係る会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 評価関係諸規程に関すること。
- (4) 大学評価委員会委員等に係る研修（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 全学テーマ別評価に係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (6) 全学テーマ別評価に係る専門委員会に関すること。
- (7) 全学テーマ別評価結果の取りまとめに関すること。
- (8) 国立の大学等についてのレビュー（以下「国立大学等レビュー」という。）に係る実施計画の企画及び立案（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 全学テーマ別評価に関する基礎資料の収集，整理及び分析に関すること。
- (10) その他全学テーマ別評価に関すること。
- (11) 国立大学等レビューに係る会議に関すること。
- (12) 国立大学等レビューの資料整理に関すること。
- (13) 国立大学等レビューに係る連絡調整に関すること。
- (14) その他国立大学等レビューに関すること。

（評価第2課）

第7条 評価第2課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 分野別教育評価に係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 分野別教育評価に係る専門委員会に関すること。
- (3) 分野別教育評価結果の取りまとめに関すること。
- (4) 分野別教育評価に係る専門委員会委員等の研修に関すること。
- (5) 教育に関する国立の大学等についてのレビュー（以下「教育に関する国立大学等レビュー」という。）に係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (6) 分野別教育評価に関する基礎資料の収集，整理及び分析に関すること。
- (7) その他分野別教育評価に関すること。
- (8) 教育に関する国立大学等レビューの資料整理に関すること。
- (9) 教育に関する国立大学等レビューに係る連絡調整に関すること。
- (10) その他教育に関する国立大学等レビューに関すること。

（評価第3課）

第8条 評価第3課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 分野別研究評価に係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 分野別研究評価に係る専門委員会に関すること。
- (3) 分野別研究評価結果の取りまとめに関すること。
- (4) 分野別研究評価に係る専門委員会委員等の研修に関すること。
- (5) 研究に関する国立の大学等についてのレビュー（以下「研究に関する国立大学等レビュー」という。）に係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (6) 分野別研究評価に関する基礎資料の収集、整理及び分析に関すること。
- (7) その他分野別研究評価に関すること。
- (8) 研究に関する国立大学等レビューの資料整理に関すること。
- (9) 研究に関する国立大学等レビューに係る連絡調整に関すること。
- (10) その他研究に関する国立大学等レビューに関すること。

（略）

（全学評価専門官）

第12条 評価第1課に全学評価専門官を置き、事務職員をもって充てる。

- 2 全学評価専門官は、上司の命を受けて、全学テーマ別評価の事業の実施に関する専門的事項を処理する。

（教育評価専門官）

第13条 評価第2課に教育評価専門官を置き、事務職員をもって充てる。

- 2 教育評価専門官は、上司の命を受けて、分野別教育評価の事業の実施に関する専門的事項を処理する。

（研究評価専門官）

第14条 評価第3課に研究評価専門官を置き、事務職員をもって充てる。

- 2 研究評価専門官は、上司の命を受けて、分野別研究評価の事業の実施に関する専門的事項を処理する。

大学評価・学位授与機構事務分掌細則（抜粋）

（平成12年12月15日細則第5号 改正平成13年3月30日細則第1号）

（評価第1課）

第6条 評価第1課に、その事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 企画調整係
- (2) 全学評価第1係
- (3) 全学評価第2係
- (4) 全学評価第3係
- (5) 全学評価第4係

2 企画調整係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学評価関係事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 評価関係諸規程に関すること。
- (3) 大学評価事業計画の企画、立案及び調整に関すること。
- (4) 大学評価委員会、その他大学評価に係る会議（他の課の所掌に属するものを除く。）の運営に関すること。
- (5) 大学評価委員会委員、専門委員及び評価員（以下「評価委員等」という。）に係る選考資料の作成及び連絡調整（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 評価委員等に係る研修の企画、立案及び実施（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 大学評価委員会委員長及び専門委員会主査並びに評価研究部長、評価事業部長、評価事業部課長及び評価事業部企画主幹の公印の管守に関すること。
- (8) 評価第1課における公文書の接受、発送及び保存等に関すること。
- (9) 評価事業部長及び評価第1課職員の勤務時間の管理に関すること。
- (10) 評価研究部との連絡調整に関すること。
- (11) その他評価第1課の他の係の所掌に属さない事項に関すること。

3 全学評価第1係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 全学テーマ別評価の実施計画の企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 担当テーマに係る全学テーマ別評価専門委員会の運営に関すること。
- (3) 担当テーマの評価フォーマットの作成に関すること。
- (4) 担当テーマの評価資料作成及び整理に関すること。
- (5) 評価チームによるヒアリングの実施に関すること。
- (6) 評価結果原案の作成に関すること。
- (7) 全学テーマ別評価結果の取りまとめに関すること。
- (8) 評価委員等及び被評価機関との連絡調整に関すること。
- (9) 全学テーマ別評価に関する基礎資料の収集、整理及び分析に関すること。

4 全学評価第2係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 担当テーマに係る全学テーマ別評価専門委員会の運営に関すること。
- (2) 担当テーマの評価フォーマットの作成に関すること。
- (3) ヒアリングに係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
- (4) 被評価機関のヒアリングに係る日程調整に関すること。
- (5) 評価チームによるヒアリングの実施に関すること。
- (6) 担当テーマの評価資料作成及び整理に関すること。
- (7) 評価結果原案の作成に関すること。

- (8) 評価委員等及び被評価機関との連絡調整に関すること。
- 5 全学評価第3係においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 担当テーマに係る全学テーマ別評価専門委員会の運営に関すること。
 - (2) 全学テーマ別評価に係る説明会に関すること。
 - (3) 担当テーマの評価フォーマットの作成に関すること。
 - (4) 担当テーマの評価資料作成及び整理に関すること。
 - (5) 評価チームによるヒアリングの実施に関すること。
 - (6) 評価結果原案の作成に関すること。
 - (7) 評価委員等及び被評価機関との連絡調整に関すること。
- 6 全学評価第4係においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 国立の大学等についてのレビュー（以下「国立大学等レビュー」という。）に係る実施計画の企画及び立案（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (2) 国立大学等レビューの会議の運営に関すること。
 - (3) 国立大学等レビューマニュアルの作成に関すること。
 - (4) 国立大学等レビューに係るフォーマットの作成に関すること。
 - (5) 国立大学等レビューの実施に関すること。
 - (6) 国立大学等レビューの資料整理に関すること。
 - (7) 国立大学等レビューに係る国立大学等との連絡調整に関すること。
 - (8) 国立大学等レビューに係る他の課との連絡調整に関すること。

（評価第2課）

第7条 評価第2課に、その事務を分掌させるため、次の4係を置く。

- (1) 教育評価第1係
 - (2) 教育評価第2係
 - (3) 教育評価第3係
 - (4) 教育評価第4係
- 2 教育評価第1係においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 分野別教育評価の実施計画の企画、立案及び調整に関すること。
 - (2) 分野別教育評価に係る評価委員等の研修の企画、立案及び実施に関すること。
 - (3) 分野別教育評価に係る評価委員等の選考資料作成及び連絡調整に関すること。
 - (4) 担当分野の教育評価専門委員会の運営に関すること。
 - (5) 担当分野の教育評価フォーマットの作成に関すること。
 - (6) 担当分野の教育評価に係る説明会に関すること。
 - (7) 担当分野の訪問調査に係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
 - (8) 担当機関の訪問調査に係る日程調整に関すること。
 - (9) 担当機関の訪問調査の実施に関すること。

- (10) 担当機関の評価資料作成及び整理に関すること。
- (11) 担当機関の評価結果原案の作成に関すること。
- (12) 担当分野の評価結果の取りまとめに関すること。
- (13) 評価委員等及び担当機関との連絡調整に関すること。
- (14) 教育に関する国立の大学等についてのレビューに係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (15) 分野別教育評価に関する基礎資料の収集，整理及び分析に関すること。
- (16) 評価第2課における公文書の接受，発送及び保存等に関すること。
- (17) 評価第2課職員の勤務時間の管理に関すること。
- (18) その他評価第2課の他の係の所掌に属さない事項に関すること。

3 教育評価第2係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 担当分野の教育評価専門委員会の運営に関すること。
- (2) 担当分野の教育評価フォーマットの作成に関すること。
- (3) 担当分野の教育評価に係る説明会に関すること。
- (4) 担当分野の訪問調査に係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
- (5) 担当機関の訪問調査に係る日程調整に関すること。
- (6) 担当機関の訪問調査の実施に関すること。
- (7) 担当機関の評価資料作成及び整理に関すること。
- (8) 担当機関の評価結果原案の作成に関すること。
- (9) 担当分野の評価結果の取りまとめに関すること。
- (10) 評価委員等及び担当機関との連絡調整に関すること。

4 教育評価第3係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 担当分野の教育評価専門委員会の運営に関すること。
- (2) 担当分野の教育評価フォーマットの作成に関すること。
- (3) 担当分野の教育評価に係る説明会に関すること。
- (4) 担当分野の訪問調査に係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
- (5) 担当機関の訪問調査に係る日程調整に関すること。
- (6) 担当機関の訪問調査の実施に関すること。
- (7) 担当機関の評価資料作成及び整理に関すること。
- (8) 担当機関の評価結果原案の作成に関すること。
- (9) 担当分野の評価結果の取りまとめに関すること。
- (10) 評価委員等及び担当機関との連絡調整に関すること。

5 教育評価第4係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 教育に関する国立の大学等についてのレビュー（以下「教育に関する国立大学等レビュー」という。）に係る実施計画の企画及び立案に関すること。

- (2) 教育に関する国立大学等レビューに係るフォーマットの作成に関すること。
- (3) 教育に関する国立大学等レビューの実施に関すること。
- (4) 教育に関する国立大学等レビューの資料整理に関すること。
- (5) 教育に関する国立大学等レビュー結果原案の作成に関すること。
- (6) 教育に関する国立大学等レビューの取りまとめに関すること。
- (7) 教育に関する国立大学等レビューに係る国立大学等との連絡調整に関すること。

(評価第3課)

第8条 評価第3課に、その事務を分掌させるため、次の4係を置く。

- (1) 研究評価第1係
- (2) 研究評価第2係
- (3) 研究評価第3係
- (4) 研究評価第4係

2 研究評価第1係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 分野別研究評価の実施計画の企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 分野別研究評価に係る評価委員等の研修の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 分野別研究評価に係る評価委員等の選考資料作成及び連絡調整に関すること。
- (4) 担当分野の研究評価専門委員会の運営に関すること。
- (5) 担当分野の研究評価フォーマットの作成に関すること。
- (6) 担当分野の研究評価に係る説明会に関すること。
- (7) 担当分野のヒアリングに係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
- (8) 担当機関のヒアリングに係る日程調整に関すること。
- (9) 担当機関のヒアリングの実施に関すること。
- (10) 担当機関の評価資料作成及び整理に関すること。
- (11) 担当機関の評価結果原案の作成に関すること。
- (12) 担当分野の評価結果の取りまとめに関すること。
- (13) 評価委員等及び担当機関との連絡調整に関すること。
- (14) 研究に関する国立の大学等についてのレビューに係る実施計画の企画及び立案に関すること。
- (15) 分野別研究評価に関する基礎資料の収集、整理及び分析に関すること。
- (16) 評価第3課における公文書の接受、発送及び保存等に関すること。
- (17) 評価第3課職員の勤務時間の管理に関すること。
- (18) その他評価第3課の他の係の所掌に属さない事項に関すること。

3 研究評価第2係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 担当分野の研究評価専門委員会の運営に関すること。
- (2) 担当分野の研究評価フォーマットの作成に関すること。

- (3) 担当分野の研究評価に係る説明会に関すること。
 - (4) 担当分野のヒアリングに係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
 - (5) 担当機関のヒアリングに係る日程調整に関すること。
 - (6) 担当機関のヒアリングの実施に関すること。
 - (7) 担当機関の評価資料作成及び整理に関すること。
 - (8) 担当機関の評価結果原案の作成に関すること。
 - (9) 担当分野の評価結果の取りまとめに関すること。
 - (10) 評価委員等及び担当機関との連絡調整に関すること。
- 4 研究評価第3係においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 担当分野の研究評価専門委員会の運営に関すること。
 - (2) 担当分野の研究評価フォーマットの作成に関すること。
 - (3) 担当分野の研究評価に係る説明会に関すること。
 - (4) 担当分野のヒアリングに係る評価チーム編成の企画及び調整に関すること。
 - (5) 担当機関のヒアリングに係る日程調整に関すること。
 - (6) 担当機関のヒアリングの実施に関すること。
 - (7) 担当機関の評価資料作成及び整理に関すること。
 - (8) 担当機関の評価結果原案の作成に関すること。
 - (9) 担当分野の評価結果の取りまとめに関すること。
 - (10) 評価委員等及び担当機関との連絡調整に関すること。
- 5 研究評価第4係においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 研究に関する国立の大学等についてのレビュー（以下「研究に関する国立大学等レビュー」という。）に係る実施計画の企画及び立案に関すること。
 - (2) 研究に関する国立大学等レビューに係るフォーマットの作成に関すること。
 - (3) 研究に関する国立大学等レビューの実施に関すること。
 - (4) 研究に関する国立大学等レビューの資料整理に関すること。
 - (5) 研究に関する国立大学等レビュー結果原案の作成に関すること。
 - (6) 研究に関する国立大学等レビューの取りまとめに関すること。
 - (7) 研究に関する国立大学等レビューに係る国立大学等との連絡調整に関すること。

大学評価・学位授与機構評価事業部企画調整室設置要項（抜粋）

（平成14年3月29日副機構長裁定）

（設置）

第1 大学評価・学位授与機構評価事業部に、当分の間、評価事業に係る特定の事項等について、円滑な事務を遂行するため、大学評価・学位授与機構事務組織規程（平成12年規程第14号）にかかわらず、企画調整室を置く。

(組織)

第 2 企画調整室に室長及び次の 2 係を置き，機構長が任命する者をもって組織する。

(1) 企画調整第 1 係

(2) 企画調整第 2 係

(所掌事務)

第 3 企画調整室においては，大学評価・学位授与機構事務分掌細則（平成12年細則第 5 号）にかかわらず，主に次の事務をつかさどる。

(1) 大学評価関係事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) 大学評価事業の企画，立案及び調整(他の課・室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(3) 大学評価委員会，その他の大学評価に係る会議（他の課・室の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4) 評価研究部との連絡調整に関すること。

(5) 評価事業部における情報公開実施に関するガイドラインの策定に関すること。

(6) 大学評価に係る国際交流に関すること。

(略)

附 則

1 この要項は，平成14年 4 月 1 日から施行する。

2 当分の間，第 2 の機構長が任命する室長は，副機構長（事務職員）が指名する企画主幹を，企画調整第 1 係長は評価第 1 課企画調整係長を，企画調整第 2 係長は評価第 2 課教育評価第 4 係長を，企画調整室の係員は，副機構長（事務職員）が指名する評価事業部に配属されている係員をもって充てる。